

2026 年 5 月 11 日

各位

東京都中央区日本橋二丁目 7 番 1 号
住友化学株式会社
代表取締役社長 水戸 信彰

吸収分割に関わる事前開示事項

当社（以下「分割会社」といいます。）と株式会社プライムポリマー（以下「承継会社」といいます。）とは、分割会社が行う国内ポリオレフィン事業のうち製造機能を除く、販売、開発その他一切の国内におけるポリプロピレン事業及び直鎖状低密度ポリエチレン事業（海外事業及び低密度ポリエチレン（LDPE）事業を除く）（以下「本件対象事業」といいます。）に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」）を行う旨の吸収分割契約（以下「本件契約」）を、2026 年 4 月 1 日付で締結いたしました。本件分割がその効力を生ずる日は、2026 年 7 月 1 日を予定しています。

本件分割を行うに際して、分割会社が会社法 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づき、また、承継会社が会社法 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づき、それぞれ事前に開示すべき事項は以下のとおりです。

記

1. 本件契約の内容に関する事項（会社法第 782 条第 1 項、同第 794 条第 1 項）
別紙 1 のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 1 号、同第 192 条第 1 号）

分割会社は、本件分割の対価として、承継会社の普通株式 50,000 株の交付を受けます。

分割会社に対して交付される株式の数は、本件対象事業及び承継会社における収益の状況、将来の見通し等を総合的に勘案し、両者間で真摯に協議を重ねた結果、合意に至ったものであることから相当であると判断しております。

なお、承継会社は、本件分割に際して資本金及び準備金の額を増加させない予定ですが、承継会社の財務状況等の諸事情に照らして、相当であると判断しております。

3. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号及び第 5 号、同第 192 条第 4 号及び第 6 号）

【分割会社】

- （1） 最終事業年度に係る計算書類等の内容

分割会社は、有価証券報告書及び半期報告書を関東財務局に提出しております。分割会社の最終事業年度に係る計算書類等につきましては、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）又は分割会社のWebサイトよりご覧いただけます。」

https://www.sumitomo-chem.co.jp/ir/library/security_report/

- （2） 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

分割会社は、本吸収分割の効力発生日までに、2026 年 3 月末を年度末とする新たな最終事業年度が存することとなります。2026 年 3 月期の末日後に生じた重要な後発事象につきましては、該当事項はありません。(なお、2025 年 3 月期の末日後に生じた重要な事象につきましては、同日以降に分割会社が提出した有価証券報告書及び臨時報告書、並びに適時開示をご参照ください。)

【承継会社】

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 のとおりです。

- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

4. 本件分割が効力を生ずる以後における分割会社の債務及び承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号、同第 192 条第 7 号）

本件分割後、分割会社及び承継会社の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれており、また、承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ想定されていません。

以上より、本件分割後において、承継会社が負担すべき債務については、債務履行の見込みに問題はないと判断しています。

以 上

吸収分割契約書①

株式会社プライムポリマー（以下「**承継会社**」という。）及び住友化学株式会社（以下「**分割会社**」という。）は、分割会社の国内ポリオレフィン事業（製造設備を除き、以下「**本承継対象事業**」という。）に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「**本吸収分割**」という。）に関し、2026年4月1日（以下「**本契約締結日**」という。）付で、以下のとおり吸収分割契約（以下「**本契約**」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

分割会社は、本契約の定めに従い、本効力発生日（第6条において定義する。以下同じ。）をもって、吸収分割の方法により、本承継対象事業に関して有する第3条記載の権利義務を承継会社に承継させ、承継会社は分割会社からこれを承継する。

第2条（当事者の商号及び本店所在地）

本吸収分割に係る承継会社（吸収分割承継会社）及び分割会社（吸収分割会社）の商号及び本店所在地は、以下のとおりである。

- (1) 吸収分割承継会社（承継会社）
（商号） 株式会社プライムポリマー
（住所） 東京都中央区八重洲二丁目2番1号
- (2) 吸収分割会社（分割会社）
（商号） 住友化学株式会社
（住所） 東京都中央区日本橋二丁目7番1号

第3条（承継対象権利義務）

1. 本吸収分割に際し、分割会社から承継会社に承継される権利義務（以下「**承継対象権利義務**」という。）は、別添「承継権利義務明細表」に記載のとおりとする。
2. 承継会社は、前項に定めるほか、本吸収分割に際して、分割会社から、資産、債務（本効力発生日より前に生じた事由に起因又は関連して発生する債務を含む。）、雇用契約その他の権利義務を一切承継しない。

第4条（分割対価）

本吸収分割の対価は、承継会社の普通株式 50,000 株とする。

第5条（承継会社の資本金及び準備金の額）

承継会社は、本吸収分割により資本金及び準備金の額を変更しない。

第6条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「**本効力発生日**」という。）は、2026年7月1日と

する。但し、本吸収分割の準備手続の進行に応じ必要があるときは、本契約当事者間で別途合意することにより、本効力発生日を変更することができる。

第7条（分割承認決議）

1. 承継会社は、本効力発生日の前日までに、承継会社の株主総会の決議によって、本契約その他本吸収分割に必要な事項に関する承認を受ける。
2. 分割会社は、会社法第784条第2項の定めに従い、同法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本吸収分割を行う。

第8条（本契約の変更又は解除）

承継会社及び分割会社は、本契約締結日から本効力発生日の前日までの間において、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には合意により、本契約の内容を変更し又は本契約を終了することができる。

第9条（準拠法及び合意管轄）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法によって解釈される。
2. 本契約の履行及び解釈に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第10条（誠実協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義が生じた事項については、本契約の趣旨に従い、承継会社及び分割会社は、誠意を持って協議の上、これを解決する。

[以下余白]

本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、承継会社及び分割会社はそれぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

2026 年 4 月 1 日

承継会社：東京都中央区八重洲二丁目 2 番 1 号

株式会社プライムポリマー

代表取締役社長 吉住 文男



分割会社：東京都中央区日本橋一丁目 7 番 1 号

住友化学株式会社

代表取締役社長 水戸 信彰



承継権利義務明細表

分割会社が本承継対象事業に関して有する以下の資産、負債及び契約その他の権利義務を承継対象権利義務とする。

1. 資産

本承継対象事業のみに属する分割会社が有する一切の資産（次に掲げるものを含む。）

(1) 流動資産

- ・ 棚卸資産（本承継対象事業に係る製造プラント敷地内のもの、本承継対象事業に係る製造設備付帯倉庫から未出庫のもの、本承継対象事業に係る製造プラント敷地外の触媒等を除く。）

(2) 有形固定資産

- ・ 機械及び装置、車両運搬具、工具・器具及び備品、建設仮勘定

(3) 投資

- ・ 日本エボリュート株式会社の株式（分割会社の保有持分 25%）

(4) その他付随関連する資産（長期前払費用を含む。）

2. 知的財産

本承継対象事業のみに属する分割会社が有する一切の知的財産

3. 負債

本承継対象事業のみに属する分割会社の負債（次に掲げるもの及び本承継対象事業に関する偶発債務、潜在債務、損害賠償債務又は簿外債務も含むが、本吸収分割に起因又は関連して本承継対象事業に生じる偶発債務、潜在債務、損害賠償債務又は簿外債務は含まない。）

(1) 預り金

(2) その他付随関連する負債

4. 承継対象契約（雇用契約以外）

本承継対象事業のみに関する一切の契約（次に掲げる契約を除く。）に関する契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務。

- (1) 分割会社と Sumika Polymer Compounds (France) SA との間で締結された 2012 年 12 月 21 日付 PP Compound License Agreement
- (2) 分割会社と Sumika Polymer Compounds (UK) Ltd との間で締結された 、
2012 年 12 月 21 日付 PP Compound License Agreement

5. 許認可等

分割会社が本効力発生日において保有する、本承継対象事業に属する免許、許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能であるもの。



第 20 期

事業報告

自 2024 年 4 月 1 日
至 2025 年 3 月 31 日

東京都中央区八重洲二丁目 2 番 1 号
株式会社プライムポリマー

目 次

I．事業報告

1. 会社の状況に関する重要な事項
 - (1) 事業の経過およびその成果
 - (2) 財産および損益の状況
 - (3) 対処すべき課題
 - (4) 主要な事業内容
 - (5) 主要な事業所
 - (6) 従業員の状況
 - (7) 重要な親会社および子会社等の状況
 - (8) 主要な借入先の状況
2. 会社の株式に関する事項
3. 会社役員に関する事項
4. 会計監査人に関する事項
5. 内部統制システムに関する基本的な考え方と運用状況

II．事業報告に関する附属明細書

1. その他事業報告の内容を補足する重要な事項

III．計算書類

1. 貸借対照表
2. 損益計算書
3. 株主資本等変動計算書
4. 個別注記表

IV．計算書類に関する附属明細書

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細
2. 引当金の明細
3. 販売費及び一般管理費の明細

I. 事業報告

1. 会社の状況に関する重要な事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期における世界経済は、米国の景気拡大、欧州の景気持ち直しの動きが継続したものの、中国においては不動産市場の停滞により需要の減少を背景とする景気の足踏み状態が見られました。

日本経済においては、一部に足踏みが残るものの、雇用や所得環境の改善もあり、景気持ち直しの動きが継続しました。

一方、化学工業界においては、需給バランスの悪化が継続しており、国内のナフサクラッカーの稼働率は低調に推移しました。

原料ナフサ価格は、地政学的リスクの拡大による原油価格の高騰、加えて円安の進行により、第一四半期において急激に上昇しました。その後下落に転じたものの、前年度対比では 6,700円/KL 上昇の 75,800円/KLとなりました。

このような環境下、当社は、需要低迷や各種トラブル影響に伴う販売数量減の影響はあったものの、原料価格・物流費・用役費などのコスト上昇に対し、適切な製品価格改定を推し進めることで交易条件の改善に取り組んでまいりました。その結果、営業利益は前年度対比 9,576百万円増の 7,856百万円となりました。

当期純利益は、子会社であるPrime Evolve Singapore社の債務超過拡大に伴う債務保証等損失引当金繰入額が前年比で大幅に減少したことなどにより、前年度対比 16,274百万円増の5,064百万円となりました。

ア.生産の状況

事業別	2023年度		2024年度	
	生産数量	実稼働率	生産数量	実稼働率
ポリプロピレン事業	783千トン	78%	752千トン	73%
ポリエチレン事業	310千トン	69%	335千トン	80%

(注)生産数量、実稼働率には徳山ポリプロ株式会社、日本エポリユ株式会社を含みます。

イ.販売の状況

(単位:千トン、百万円)

事業別	2023年度		2024年度		増減		
	販売数量	売上高	販売数量	売上高	販売数量	伸長率	売上高
ポリプロピレン事業	820	188,804	781	200,041	△ 39	95.2%	11,237
(内、上期)	416	93,264	388	99,201	△ 28	93.2%	5,937
(内、下期)	404	95,540	393	100,840	△ 11	97.3%	5,300
ポリエチレン事業	330	77,380	343	86,261	13	103.8%	8,881
(内、上期)	164	37,773	168	42,516	4	102.6%	4,743
(内、下期)	167	39,607	175	43,745	8	105.1%	4,138

ウ.資金調達の状況

当社は、資金調達コストの低減、業務効率化を目的に三井化学株式会社のグループファイナンスより運転資金を調達しています。また、設備投資資金については銀行から資金調達しており、日本政策投資銀行よりサステナビリティ・リンク・ローン借入として調達しています。

なお、当期末有利子負債残高は前期末対比5,124百万円増の19,111百万円となりました。

エ.重要な経営上の出来事

①サーキュラーエコノミー事業の進展

当社は2022年に設置したサーキュラーエコノミー推進室を中心に、カーボンニュートラルおよび循環型経済実現への貢献を目的とした事業展開を進めています。24年度は、従来の取引先に加え、国内外のブランドオーナーや流通業界などとの取組が具体化し、高品位なマテリアルリサイクル(ブランド名「Re’PRM®」)のテーマ拡大、ブランド名「Prasus®」としてバイオポリオレフィンや親会社と一体となったケミカルリサイクルポリオレフィンの実績拡大を進めています。

②各種トラブルの発生

24年度においては、親会社のクラッカートラブルに伴う当社プラントでの操業停止や関連会社での製品トラブルなどが相次いで発生しました。これに伴い、主に固定費負担増といった収支への影響とともに、顧客への製品供給が一部滞るなど、経営に影響を与えました。

③4PPプラントの完工

2021年に意思決定を行った4PPプラントの建設は、2024年11月に完工を迎えました。4PPプラントは、当社のポリプロピレンの差別化と高機能化をさらに進め、高い生産効率性からGHG排出量削減に貢献する装置となります。完工後は対象となる銘柄の試作を開始し、顧客評価に向けた量産試作を進めています。

④EVL統括室の設立

エボリュース事業に特化した国内の製造・販売・研究機能並びに海外拠点を統括する目的でEVL統括室を設置しました。特にPrime Evolve Singapore社の経営再建は喫緊の課題であり、経営再建をより強力に推進する体制を整えました。

(2)財産および損益の状況

区 分	第17期	第18期	第19期	第20期 (当期)
売上高(百万円)	255,935	300,629	266,184	286,301
経常利益(百万円)	7,631	5,032	△ 1,201	6,234
当期純利益(百万円)	4,291	△ 392	△ 11,210	5,064
1株当たり当期純利益(円)	21,456	△ 1,961	△ 56,053	25,321
総資産(百万円)	193,401	190,944	200,292	206,958
純資産(百万円)	91,310	88,057	76,986	81,709
1株当たり純資産額(円)	456,553	440,285	384,932	408,546

(3)対処すべき課題

当社は企業理念として「Your Prime Solution Partner ～ 私たちは、すべてのステークホルダーと共に新たな価値を創造し、社会の信頼と期待に応えます。」、行動指針として「挑戦」、「調和」、「誠実」を制定しています。さらに、当社を取り巻く社会環境の大きな変化を受け、2030年長期構想を設定しています。これからも当社の基本戦略に則り、更なる合理化、コスト削減による強固な収益体質構築に取り組むとともに、国内外の伸長・新規需要の獲得による事業拡大を図ってまいります。今後当社が対処すべき重点課題は以下の通りです。

①環境課題への対応

当社はポリプロピレン・ポリエチレン(石油化学製品)を製造・販売する企業としてカーボンニュートラル実現とサーキュラーエコノミーの実装を進めてまいります。GHG排出量削減は、2030年までに13年対比30%以上の削減を目指します。また、製品提供によるGHG排出量削減として、三井化学グループのBlue Value®認定製品である環境配慮型製品の販売、マテリアルリサイクルした高品位なポリプロピレン・ポリエチレンの販売、リニューアブル製品として、バイオ由来の原料を利用したポリプロピレン・ポリエチレンの販売実績を積み上げています。加えて、三井化学(株)・出光興産(株)と連携したケミカルリサイクルされた原料使用を開始し、環境課題を解決するためのメニューを拡大してまいります。

②原材料、燃料価格の高騰などによるコストアップへの対応

地政学的リスクの拡大と長期化による資源価格の高騰や円安の長期化により、原材料費、副資材費、用役費や物流費の高騰が続いていると共に、国内外の人件費や材料費高により修繕費が上昇しています。24年度においては適切な製品価格改定を推し進めましたが、今後も引続き実施していきます。また、運転資金需要も拡大していくと見込まれますので、キャッシュの確保に向け在庫管理も徹底してまいります。

③Prime Evolve Singapore社の経営再建

Prime Evolve Singapore社（以下EVLS社）は、2024年度にて①EBITDAの黒字化②営業キャッシュフローの黒字化③高付加価値品販売88KTの達成を事業継続に向けたKPIと設定し、これらは達成することができました。
一方で市況悪化及び競争激化等により当期も営業損失となり、債務超過がさらに拡大しました。
2025年度は最重点課題である高付加価値銘柄の開発・拡販、さらなるコスト削減により営業利益の黒字化を目指します。また、必要な運転資金を見込んだ上での確実なキャッシュの確保も引き続き課題となっています。今後も当社は株主として最大限の支援を行い、EVLS社の経営再建に取り組んでまいります。

④業務の効率化

従来の仕事の進め方における非効率業務の削減とコア業務への注力に取り組んでいます。DX活用により、全社で設定した効率化対象の2テーマをターゲットに業務の効率化を進め、合わせて計画系業務の2テーマについても効率化と経営資源の最適化により収益への貢献を進めていきます。社員一人ひとりの生産性とエンゲージメントを高めながら、やるべき仕事、やりがいをもてる仕事から成果の発揮と事業・業務の高度化をもたらし、働きがいのある魅力的な会社として、提供する価値を高めてまいります。

⑤合理化の推進

当社を取り巻く内外の事業環境の変化を適時・的確に捉え、市場や需要の動向・将来予測を踏まえて、当社のコスト競争力強化、収益性の確保を引続き進めてまいります。そのためには、当社単独のみならず親会社と一体となった生産能力の最適化を引続き検討してまいります。

⑥トラブル低減と安定供給体制の確保

トラブル低減に対しては、再発防止を徹底するとともに、停止影響を最小化させる取組を進めてまいります。加えて、安定供給体制の確保の観点では、BCP体制の構築や、生産プラントの複数化といった取組を進めてまいります。

(4) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

ポリプロピレンおよびポリエチレンの製造、加工、販売および輸出入業務

事業	主要製品
ポリプロピレン事業	ポリプロピレン、長繊維ガラス強化ポリプロピレン、高機能摺動性ポリプロピレン
ポリエチレン事業	高密度ポリエチレン、直鎖状中密度ポリエチレン、直鎖状低密度ポリエチレン、メタロセン直鎖状低密度ポリエチレン、メタロセン中・高密度ポリエチレン

(5) 主要な事業所（2025年3月31日現在）

名称	所在地
本社	東京都中央区
名古屋オフィス	愛知県名古屋市中村区
大阪オフィス	大阪府大阪市西区
基盤技術研究所	千葉県袖ヶ浦市
自動車材研究所	千葉県袖ヶ浦市
産包材研究所	千葉県袖ヶ浦市
市原工場	千葉県市原市
姉崎工場	千葉県市原市
大阪工場	大阪府高石市

(6) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

従業員数 707人 (対前期末増減 +12人)
(注) 当社従業員は、すべて両株主からの出向社員であります。

(7) 重要な親会社および子会社等の状況

① 親会社との関係
当社の親会社は、三井化学㈱であり、当社の議決権の65%を保有しております。

② 親会社との取引
ア. 当社は、親会社からエチレン、プロピレンなどの原料を仕入れております。
イ. 原料の仕入れ等については、価格及び取引条件が市場実勢を勘案して他の取引条件と同等の水準となるよう検討し決定しております。当社取締役会は、このような取引条件を把握し、当社の利益を害するものではないことを確認した上で、取引ごとにその適正性・妥当性を判断しております。

③ 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
日本エボリュート㈱	100百万円	75%	ポリエチレンの製造
Prime Evolve Singapore Pte.Ltd	115,000千USD	80%	ポリエチレンの製造

④ 重要な関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
徳山ポリプロ㈱	100百万円	50%	ポリプロピレンの製造

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

(単位: 百万円)

借入先	借入額
㈱日本政策投資銀行	8,000
三 井 化 学 ㈱	11,110
計	19,110

2. 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 会社が発行する株式の総数 : 200, 000株
(2) 発行済株式の総数 : 200, 000株
(3) 株主数 : 2名

(4) 株主の状況

株 主 名	持 株 数	議決権比率
三井化学㈱	130, 000株	65%
出光興産㈱	70, 000株	35%
合 計	200, 000株	100%

(注) なお、当社は上記株主に対して出資をしておりません。

3. 会社役員に関する事項(2025年4月1日現在)

地 位	氏 名	地位及び重要な兼職の状況	在籍元会社
代表取締役社長	吉 住 文 男	経営全般、研究開発部担当	三井化学㈱
代表取締役副社長	山 田 英一郎	経営全般補佐、業務部、生産・技術部、品質保証室担当	出光興産㈱
取 締 役	加々美 守	企画管理部、事業統括室担当 企画管理部長	三井化学㈱
取 締 役	山 本 徹 也	包材事業部担当 包材事業部長 (日本エポリユール㈱代表取締役社長)	三井化学㈱
取 締 役	是 久 金 造	自動車材事業部担当 自動車材事業部長	三井化学㈱
取 締 役	塩 谷 康 弘	産業材事業部担当 産業材事業部長	出光興産㈱
監 査 役	角 田 雅 文		出光興産㈱
監 査 役	竹 中 雅 史		三井化学㈱
監 査 役	芝 田 浩 史		三井化学㈱

(注) 退任した役員は以下のとおりです。

退 任 時 の 役 名	氏 名	退 任 年 月 日
代表取締役副社長	後 藤 浩 樹	2024年6月28日
監 査 役	米 満 俊 哲	2024年6月28日
監 査 役	吉 田 修	2025年4月1日

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

会社名	支払先法人名	報酬額					
		監査業務に 基づく報酬		非監査業務に 基づく報酬		合計	
㈱ プ ラ イ ム ポ リ マ ー	EY新日本有限責任監査法人	18	百万円	-	百万円	18	百万円
Prime Evolve Singapore Pte.Ltd	Ernst & Young LLP	6	百万円	4	百万円	10	百万円
合 計		24	百万円	4	百万円	28	百万円

(注) 1. 監査役は、㈱プライムポリマーの監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

2. 非監査業務とは、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務のことを指します。

5. 内部統制システムの基本的な考え方と運用状況

(1) 内部統制システムの概要

① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社及び子会社の業務執行を行う取締役は、各社の取締役会規程に従い、重要な業務執行については、取締役会の承認を求めるほか、業務執行に際して認識した、法令・定款違反及び重大な損害が発生したこと又は発生する可能性、自己の行った重要な業務執行その他業務執行に係わる重要な事実を取締役会における報告その他の方法により取締役・監査役に報告する。
- b. 当社において、取締役会に付議すべき事項のうち事前審議を要する事項及び業務執行に関する重要事項を審議するための機関として「経営委員会」を設置し、適正かつ効率的な意思決定が可能な体制を構築する。なお、同委員会には監査役が出席し、必要なときには意見を述べるができることとする。
- c. 当社において、三井化学グループの内部統制状況、会計及び業務の監査を実施するために設置された三井化学㈱の内部統制室が行う監査を受ける。
- d. 当社及び子会社の社員を対象とした法令・ルール遵守教育を定期的を実施する。
- e. 当社及び子会社の社員が業務を遂行する上で法令・ルール遵守の観点から特に注意を払わなければならない事項について、ポイントをまとめたガイドブックを作成して全員に周知し、法令・ルール遵守の徹底を図る。
- f. 当社及び子会社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たず、かつ不当要求等の介入に対しては、警察等外部専門機関との緊密な連携のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、断固として拒絶する。

② 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

当社において、取締役の職務執行に係わる情報については、取締役会規程その他の規程に従い、文書又は電磁的記録により作成・保存・管理するものとし、これにより取締役の職務執行に係わる情報へのアクセスを確保する。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. リスクを早期に発見し、リスク顕在化を未然に防止するために、リスク・コンプライアンス管理規程に従い、社長を最高責任者とするライン業務においてリスク管理に関するPDCAを着実に実施し、日常的に当社及び子会社におけるリスクの未然防止を確実に行える体制をとる。また、当社及び子会社のリスク管理方針等を審議し、リスク管理システムを維持、運営するため、当社において、社長を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。
- b. リスクの顕在化により、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす可能性のある危険が発生した場合に備え、予め想定される危機に対して、迅速かつ的確な対応を図るための体制を整える。
- c. 当社及び子会社に重大な影響を及ぼす案件が発生した場合には、当社においては危機管理規程に基づき、社長又は社長が任命する者を本部長とする対策本部を速やかに設置し、その指示のもと、関係部署が連携・協力して、人身の安全、損害の最小化等に向けた施策を迅速・的確に実施する。また、子会社においても、当社の危機管理規程又は各社の規則に基づき、当社との連携も含め、適切な対応を行う。
- d. 当社において、社員が定期的リスク管理教育を受講し、リスクの報告・相談窓口である「リスクホットライン」への通報が行える体制を整える。

④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社において、取締役会規程その他の規程に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に取締役の職務の執行が行える体制をとり、取締役会では経営に関する重要事項について意思決定するとともに、各取締役の業務執行を監督する。

⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 子会社については、組織機構及び職務分掌規程により所管部門を定め、そこを通じて当社の経営方針・経営戦略の周知徹底、適切な管理・調整・支援を行うとともに、三井化学㈱の内部統制室が行う監査を受けさせる。
- b. 子会社に派遣された監査役が、監査を実施するとともに、当社の監査役が定期的に監査を実施し、法令遵守、リスク管理及びその他の業務処理が適正に行われていることを確認する。
- c. 当社は、親会社の所管部門と連携し、親会社の経営方針及び所管部門の経営戦略の周知・徹底を図るとともに、運営委員会規程その他の規程に従い、重要事項について事前に親会社の承認を受ける。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

当社において、監査役が求めた場合、監査役の職務を補助するために監査役直属の使用人を置く。

⑦ 上記使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

当社において、監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令下で職務を遂行する。当該使用人の配置・異動・人事評価にあたって監査役の意思が反映される体制をとる。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- a. 当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役監査基準その他の規程に従い、当社監査役が報告を要請した事項、三井化学㈱内部統制室が行った内部監査の結果、重要なリスク情報、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす可能性のある危機情報等を当社監査役に報告する。
- b. 当社において、監査役は、会計監査人より年間監査計画の説明を受け、確認を行うとともに、監査結果の報告を受ける。
- c. 当社の監査役は、子会社の監査役との間で必要に応じて情報交換を行う。

⑨ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社においては、監査役への報告を行った者に対し、当該報告を理由として不利益な取扱い（解雇、降格、減給、配置転換その他の人事処分のほか、あらゆる報復措置等を含む。）を行わないこととし、子会社にも同様の取扱いをさせる。

⑩ 監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 当社において、監査役は、取締役会のみならず、社内の重要な諸会議に出席する。また、社長等との間で定期的に意見交換を行う場を持つ。
- b. 当社において、監査役は、業務執行取締役及び業務執行役員の決議書及び重要な諸会議の議事録の回付を受け、確認する。
- c. 当社において、監査役は、会計監査人との間及び三井化学㈱内部統制室との間で、それぞれ年間監査計画、監査結果等につき意見交換を行うなど、相互に連携を図り監査を実施する。

(2) 内部統制システムの運用状況

当事業年度における内部統制システム運用状況のうち、主なものは次の通りです。

① 職務執行の適正さ、コンプライアンス確保のための体制に関する運用状況

- ・ 当社は取締役会を14回開催し、重要な業務執行についての決議・報告を適切に行いました。
- ・ 当社は経営委員会を24回開催し、監査役出席のもと重要事項の審議を適切に行いました。
- ・ 本社・事業所で法令・ルール遵守教育を実施するとともに、法令・ルール違反事例を使用して職場ディスカッションを実施しました。

② リスク管理体制に関する運用状況

- ・ リスク・コンプライアンス委員会を1回開催し、新たに想定されるリスクに対する的確な対応・支援を行うとともに、当社グループのリスク管理に関するPDCAの実施状況を確認しました。
- ・ 地震BCP訓練を実施し、本社・事業所との円滑な連携に向け取り組みました。

③ 職務執行の効率性確保のための体制に関する運用状況

- ・ 当社の取締役会は、重要事項の意思決定や職務執行状況報告を通じ、各取締役の業務執行を適切に監督しました。

④ 子会社の職務執行に関する当社への報告体制、その他企業集団における業務の適正を確保するための体制に関する運用状況

- ・ 三井化学㈱の内部統制室による内部監査を定期的に受審し、各社の当社による事前承認を要する事項の実施状況、規則類の整備・運用状況、法令遵守・リスク管理状況等につき確認を行っています。

⑤ 監査役による監査の実効性確保のための体制に関する運用状況

- ・ 当社の監査役は、監査計画に基づき当社、子会社及び関連会社の監査を実施しました。
- ・ 当社の監査役は、会計監査人より会計監査結果につき報告を受け、意見交換を行いました。
- ・ 当社の監査役は、全ての取締役会に出席しました。また当社監査役は、当社経営委員会等の重要な社内会議に出席し、監査役協議会にて情報共有を行いました。
- ・ 当社の監査役は、三井化学㈱の内部統制室による内部監査結果について、定期的に報告を受けました。

以上

Ⅱ．事業報告に関する附属明細書

1. その他事業報告の内容を補足する重要な事項

該当事項はありません。

第 20 期

計 算 書 類

自 2024年4月 1日
至 2025年3月31日

東京都中央区八重洲二丁目2番1号
株式会社プライムポリマー

目 次

1. 貸借対照表
2. 損益計算書
3. 株主資本等変動計算書
4. 個別注記表

(注)

1. 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 「0」は、金額が百万円未満であることを表示しております。
3. 「－」は、零又は該当数字が無い事を表示しております。

貸 借 対 照 表

(2 0 2 5 年 3 月 3 1 日 現 在)

株式会社プライムポリマー
(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】	206,958	【負債の部】	125,249
流動資産	(152,633)	流動負債	(103,283)
現金及び預金	6	買掛金	74,160
電子記録債権	1,470	短期借入金	11,110
売掛金	56,405	1年以内返済長期借入金	1,000
製品・商	76,876	未払金	11,092
仕掛品	87	未払費用	132
原料材	2,376	前受金	108
貯蔵品	3,190	賞与引当金	932
前払費用	324	修繕引当金	2,821
未収入金	11,896	その他の他	4
		未払法人税等	1,725
		未払消費税	194
固定資産	(54,325)	固定負債	(21,965)
有形固定資産	(48,010)	長期借入金	7,000
建物	2,493	資産除去債務	79
構築物	999	修繕引当金	1,359
機械装置	6,851	長期預り金	1,541
工具器具備品等	305	債務保証等損失引当金	11,985
建設仮勘定	37,360		
無形固定資産	(169)	【純資産の部】	81,709
ソフトウェア	169	株主資本	81,240
		資本金	20,000
投資その他の資産	(6,144)	資本剰余金	55,518
投資有価証券	1,828	資本準備金	55,518
関係会社株式	2,145	利益剰余金	5,722
関係会社出資金	477	その他利益剰余金	5,722
差入保証金	114	繰越利益剰余金	5,722
その他の投資	13	評価・換算差額等	468
繰延税金資産	1,564	その他有価証券評価差額金	468
資 産 合 計	206,958	負債及び純資産合計	206,958

損 益 計 算 書

自 2024年 4月 1日
至 2025年 3月31日

株式会社プライムポリマー
(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上 高			286,301
売 上 原 価			252,913
売 上 総 利 益			33,388
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			25,532
営 業 利 益			7,856
営 業 外 収 益			
受 取 利 息 及 び 配 当 金	744		
受 取 保 険 金	464		
為 替 差 益 他	21		
	197		1,429
営 業 外 費 用			
債 務 保 証 損 失 引 当 金	2,478		
支 払 利 息 費 他	160		
休 止 損 失 等	391		
	21		3,051
経 常 利 益			6,234
特 別 利 益			
投 資 有 価 証 券 売 却 益	714		
撤 去 補 償 引 当 金 戻 入	935		1,649
特 別 損 失			
事 業 構 造 改 善 費 用 等	827		
固 定 資 産 除 却 損 失 等	139		967
税 引 前 当 期 純 利 益			6,916
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,093		
法 人 税 等 調 整 額	758		1,851
当 期 純 利 益			5,064

株主資本等変動計算書

自 2024年 4月 1日
至 2025年 3月31日

株式会社プライムポリマー
(単位：百万円)

	株主資本						評価・換算差額等	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金	利益剰余金 合計			
				繰越利益剰余金				
当期首残高	20,000	55,518	55,518	658	658	76,176	809	76,986
当期変動額								
剰余金の配当			－	－	－	－		－
当期純利益				5,064	5,064	5,064		5,064
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							△ 341	△ 341
当期変動額合計	－	－	－	5,064	5,064	5,064	△ 341	4,722
当期末残高	20,000	55,518	55,518	5,722	5,722	81,240	468	81,709

第 20 期

個 別 注 記 表

自 2024年4月 1日
至 2025年3月31日

東京都中央区八重洲二丁目2番1号
株式会社プライムポリマー

目 次

1. 重要な会計方針に関する注記	2・3
2. 会計上の見積りに関する注記	4
3. 貸借対照表に関する注記	4
4. 損益計算書に関する注記	5
5. 株主資本等変動計算書に関する注記	5
6. 税効果会計に関する注記	5
7. 金融商品に関する注記	6
8. 関連当事者との取引に関する注記	7
9. 1株当たり情報に関する注記	8
10. 重要な後発事象に関する注記	8
11. 収益認識に関する注記	8

(注)

1. 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 「0」は、金額が百万円未満であることを表示しております。
3. 「－」は、零又は該当数字が無い事を表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

- | | |
|-----------------|---|
| ・ 関係会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ・ その他有価証券 | |
| 市場価格のない株式等以外のもの | 決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) |
| 市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |

②デリバティブ 時価法

③棚卸資産

- | | |
|------------------|--|
| 通常の販売目的で保有する棚卸資産 | 評価基準は原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法) |
| ・ 製品・商品、仕掛品、原料材料 | 総平均法 |
| ・ 貯蔵品 (包装材料等) | 総平均法 |
| ・ 貯蔵品 (補修用) | 移動平均法 |
| ・ 貯蔵品 (その他) | 最終取得原価法 |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|----------|---|
| ・ 有形固定資産 | 定額法 |
| ・ 無形固定資産 | 定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法 |

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|---------|--|
| ・ 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上しております。 |
|---------|--|

- | | |
|-------------|--|
| ・賞与引当金 | 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。 |
| ・修繕引当金 | 製造設備等の定期修繕に要する支出に備えるため、その支出見込額のうち、当期末に負担すべき費用を計上しております。 |
| ・債務保証等損失引当金 | 関係会社への債務保証等に係る損失に備えるため、被保証会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。 |

(4) 重要な収益および費用の計上基準

当社はポリプロピレン、ポリエチレンの製造・加工・販売を主な事業内容としており、これら製品の販売については、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客に製品を引き渡した時点で収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で認識しております。

(5) ヘッジ会計の方法

- | | |
|---------------|--|
| ①ヘッジ会計の方法 | 繰延ヘッジ処理を採用しております。
なお、為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合は、振当処理を採用しております。 |
| ②ヘッジ手段とヘッジ対象 | ヘッジ手段 為替予約
ヘッジ対象 相場変動により損益が発生する外貨建予定取引、外貨建債権債務 |
| ③ヘッジ方針 | 当社は為替変動リスクをヘッジする目的で、為替予約取引を実施しております。但し、為替予約の実施にあたっては、実需原則を厳格に適用しております。 |
| ④ヘッジの有効性評価の方法 | 為替予約取引においては、将来の取引予定に基づくものであり、実行の可能性がきわめて高いため有効性の判定を省略しております。 |

2. 会計上の見積りに関する注記

当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に重要な影響を及ぼす可能性のある会計上の見積りは以下のとおりであります。

・関係会社株式

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

市場価格のない関係会社株式	2,145 百万円
市場価格のない関係会社出資金	477 百万円

(2) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算定方法

子会社および関連会社に関する投資は関係会社株式・出資金として移動平均法による原価法にて貸借対照表に表示されております。

当社は有価証券の減損に関する会計方針を定めており、市場価格のない株式・出資金について、当該株式・出資金の発行会社の財政状態の悪化により、資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味して算定した1株当たりの純資産額に所有株数を乗じた金額が、取得原価に比して50%以上低下した場合には、相当の減額を行い、評価差額は当期の損失として処理しております。

ただし、実行可能で合理的な事業計画等があり、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、相当な減額を行わない方針としております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 124,670 百万円

(2) 保証債務

対象先：Prime Evolve Singapore PTE. LTD.

債務保証額：12,302 百万円

※債務保証等損失引当金として11,333 百万円を計上しています。

※債務保証額23,635 百万円のうち、4,727 百万円については、当社の保証に
対し、他社から再保証を受けています。

(3) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	16,813 百万円
長期金銭債権	117 百万円
短期金銭債務	81,472 百万円
長期金銭債務	—

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売上高	19,312 百万円
仕入高	212,245 百万円
営業取引その他	6,901 百万円
営業取引以外の取引	—

(2) 事業構造改善費用について

ポリプロピレン事業に関し、コスト競争力強化、高付加価値品の安定供給体制構築、GHG削減の環境対応を目的とし、老朽化した一部の既存生産設備を停止し、市原工場に最新鋭の生産設備を建設しました。これに伴い発生した既存生産設備の停止による両株主に対する停止補償費、撤去に係る費用、停止に係る費用などを特別損失に計上しております。

当事業年度は既存生産設備の撤去に係る費用を含む 827 百万円を計上しております。

(3) 債務保証等損失引当金繰入について

当社が 80%の支配率を有する Prime Evolve Singapore 社（以下 EVLS 社）が主要輸出先である中国の需給軟化・スプレッドの低迷などの要因により営業損失が発生した結果、債務超過が拡大しました。この結果、EVLS 社への出資比率相当の 2,477 百万円を営業外費用に追加計上しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 200,000 株

(2) 基準日が当会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌会計年度となるもの

2025 年 6 月 30 日開催の定時株主総会において、次のとおり付議する予定であります。

①配当金の総額	3,038 百万円
②配当の原資	利益剰余金
③一株当たり配当額	15,190 円
④基準日	2025 年 3 月 31 日
⑤効力発生日	2025 年 6 月 30 日

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は繰越欠損金、修繕引当金、賞与引当金及び未払事業税等であり、繰延税金負債の発生の主な原因はその他有価証券評価差額であります。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

設備投資計画に照らして必要な資金を銀行からの借入により調達しております。また、短期的な運転資金を親会社である三井化学㈱のグループファイナンスにより調達しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、売掛金、未収入金、買掛金、未払金、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 投資有価証券	421 百万円	421 百万円	—
(2) 1年以内返済長期 借入金/長期借入金	(8,000 百万円)	(7,856 百万円)	144 百万円

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(2) 1年以内返済長期借入金/長期借入金

時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しています。

(注2) 市場価格のない下記株式等

	貸借対照表計上額
非上場株式	1,407 百万円
関係会社株式	2,145 百万円
関係会社出資金	477 百万円

これらについては「(1) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 当会計期間に売却したその他有価証券

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	868 百万円	714 百万円	—
合計	868 百万円	714 百万円	—

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社	住所	議決権等の 被所有割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	勘定科目	期末残高 (百万円)
親会社	三井化学(株)	東京都 中央区	直接 65.0%	原料等の 購入	原料等の 購入(注 1)	113,440	買掛金	32,021
					短期資金の 借入れ(注 3)	-	短期借入金	11,110
その他の 関係会社	出光興産(株)	東京都 千代田区	直接 35.0%	原料等の 購入	原料等の 購入(注 1)	83,224	買掛金	25,264
					副産物の販売	8,274	売掛金	2,215

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

注 1 原料等の購入については、市場価格等を勘案して決定しております。

注 2 取引金額には消費税等を含めておりません。買掛金期末残高には消費税等を含めております。

注 3 短期資金の借入れに係る金利については市場金利等を勘案して決定しております。

(2) 子会社及び関連会社

属性	会社	住所	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	勘定科目	期末残高 (百万円)
子会社	Prime Evolve Singapore PTE.LTD.	シンガポール 共和国	直接 80.0%	製品の 売上及び債 務保証	代理購入	28	売掛金	4,016
					債務保証 (注 1)	23,635	債務保証 等損失引 当金	11,333
子会社	日本エポリュー(株)	東京都 中央区	直接 75.0%	原料等の有 償支給及び 加工製品の 購入	原料等の 有償支給 及び加工 製品の購 入	3,925	未収入金	2,429
							買掛金	2,628
関連会社	徳山ポリプロ(株)	山口県 周南市	直接 50.0%	原料等の有 償支給及び 加工製品の 購入	原料等の 有償支給 及び加工 製品の購 入	4,796	未収入金	6,650
							買掛金	4,256

注 1 当社は子会社の銀行借入に対して債務保証を行っております。

9. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	408,546 円 66 銭
1 株当たり当期純利益	25,321 円 23 銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「1. (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

以上

第 20 期

附 属 明 細 書

自 2024年4月 1日
至 2025年3月31日

東京都中央区八重洲二丁目2番1号
株式会社プライムポリマー

目 次

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細	1
2. 引当金の明細	1
3. 販売費及び一般管理費の明細	1

(注)

1. 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 「0」は、金額が百万円未満であることを表示しております。
3. 「－」は、零又は該当数字が無い事を表示しております。

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期 帳簿価額	首 増	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	期 末 帳簿価額	減価償却 累計額	期 末 取得原価
有形 固定 資産	建物	2,629		109	5	240	2,493	9,487	11,980
	構築物	1,110		4	3	111	999	5,177	6,177
	機械装置	7,446		1,354	48	1,901	6,851	107,729	114,580
	車両運搬具	0		-	-	-	0	10	10
	工具器具備品	344		93	0	133	305	2,267	2,572
	建設仮勘定	33,967		5,024	1,630	-	37,360	-	37,360
	計	45,496		6,584	1,686	2,385	48,008	124,670	172,679
無形 固定 資産	ソフトウェア	199		68	-	97	169	2,553	2,722
	計	199		68	-	97	169	2,553	2,722

2. 引当金の明細

(単位：百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
賞与引当金	948	932	948	932
修繕引当金	3,018	2,629	1,467	4,180
債務保証等損失引当金	9,507	2,478	-	11,985

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：百万円)

科 目	金 額	摘 要
運賃	12,765	
保管料	3,954	
作業費	2,642	
役員報酬	152	
従業員給与	2,170	
従業員賞与	911	
退職給付費用	303	
法定福利費	465	
減価償却費	316	
租税公課	661	
賃借料	278	
旅費交通費	166	
支払手数料	10	
交際費	66	
消耗品費	146	
調査費	285	
その他	232	
計	25,532	

以上

独立監査人の監査報告書

2025年6月9日

株式会社プライムポリマー

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中 野 強
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 関 口 修 一
業務執行社員

<計算書類等監査>

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社プライムポリマーの2024年4月1日から2025年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当事業年度の会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、事業報告の「4. 会計監査人に関する事項」に含まれる（2）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

私たちは、2024年4月1日から2025年3月31日までの第20期事業年度の取締役の職務執行に関し監査役協議会にて審議した結果、全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下の通り報告致します。

1. 監査の方法及びその内容

私たちは、監査役協議会が定めた監査役監査基準に準拠し、2024年度監査方針に従い、取締役、その他の使用人、親会社監査役や内部統制室、会計監査人と意思疎通を図って監査環境の整備に努めるとともに、収集した情報は監査役全員で共有しました。

監査は、以下の方法で実施しました。

- (1) 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況の報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明しました。
- (2) 代表取締役、取締役及び執行部門長との定期的な対話機会を設け、経営課題に対する議論を実施しました。
- (3) 重要な決裁書類の閲覧、重要な諸会議の議事録の回付を受けました。
- (4) 主要な事業所、研究所、子会社及び関連会社において、現地往査を通じ業務及び財産の状況を調査しました。
- (5) 子会社については、事業の報告を定期的に受けました。
- (6) 内部統制システムの構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
- (6) 親会社との取引状況（会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由）については、取締役会その他の審議の状況等を確認しました。
- (7) 会計監査人が独立の立場を保持し、且つ、適正な監査を実施しているかを監視、及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (8) 会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2024年3月12日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

併せて私たちは、「2024年度監査方針・計画」及び「2024年度監査行動計画」で、以下3項目を重点監査項目とし、監査を遂行しました。

(1) 内部統制システムの整備・運用状況

- ・取締役会、経営委員会等、重要な会議における合理的な意思決定の実施状況
- ・コンプライアンス、リスク管理の浸透・定着に向けた具体的な取組み状況

(2) 主要戦略課題の進捗状況

- ・今年度経営方針に基づく実行計画の進捗状況
- ・23中計の取組み、長期ビジョンのフォロー状況
- ・環境課題への取組みの進捗状況
- ・EVLSの経営課題への取組みと改善の進捗状況

(3) 業務改革への取組み状況

- ・DX・業務改革の推進状況
- ・職場運営、社員のエンゲージメント向上のための施策

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）と、その附属明細書を確認しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為、又は、法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会報告・決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの整備・運用状況については、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人（EY新日本有限責任監査法人）の監査方法及び結果は、相当であると認めます。

(3) 重点監査項目

① 内部統制システムの整備・運用状況

- ・各種重要会議への出席、重要書類の閲覧、主要な事業所、研究所、子会社及び関連会社への現地往査、コンプライアンス確認書、取締役及び執行部門長へのヒアリング、親会社内部統制室による内部監査への同席等を通じて、内部統制システムが適切に運用されていることを確認しました。
- ・今年度に当社初版のサステナビリティレポートを作成・公表し、社内外ともに当社の内部統制システムへの理解を深める事ができました。

② 主要戦略課題の進捗状況

- ・経営委員会や実行計画会議等において、事業課題の報告・審議が適切に行われていることを確認しました。
- ・24年度は、原料価格、物流費、用役費等の上昇によるコストアップは製品価格改訂を実施し、交易条件の改善を適時実施できました。

・ 23 中計で掲げた 2030 年長期ビジョンの会社軸「確固たる事業基盤を持つ差別化 PO のリーディングカンパニー」は差別化銘柄拡販で目標達成率 96%、社員軸「働きがいのある魅力的な会社」の実現は社員エンゲージメントが対前年 +1% と向上となりました。

(提言) 23 中計で定めた「確固たる事業基盤の構築」と「国内外の伸長・新規需要獲得」の 2 つの基本戦略に則り、更に収益改善と財務基盤の安定化を強化いただきたい。

・ 環境課題への取組みとして、下記 2 点を中心に取り組みました。

> GHG 削減について、今年度はスコープ 1 削減を中心に目標 CO2▲0.8 千トン/年を掲げ、関係部署一丸となりその目標を達成できました。

> マテリアルリサイクルの推進、バイオポリオレフィンの販売拡大について、今年度はリサイクル製品ブランド Re'PRM、バイオポリオレフィンブランド Prusus の販売数量達成率は 85% に留まりましたが、各事業部との販売連携においてグローバルブランドオーナーとの取組も開始され、海外への展開も進めています。また当社出資会社である出光興産(株)の子会社ケミカルリサイクル・ジャパンとケミカルリサイクルポリオレフィン協業の下地作りを開始しました。

・ 子会社 Prime Evolve Singapore 社は、収益基盤強化に向け差別化商品の販売目標 88 千トン/年を達成し、稼働率向上による固定費削減も実現しましたが、汎用主要輸出先中国の需給軟化・スプレッドの低迷継続などの要因により、当期も営業損失計上となりました。

(提言) 今後とも高付加価値銘柄の開発・拡販を加速し、同社の経営再建に引き続き取り組んでいただきたい。

③ 業務改革への取組み状況

・ 業務効率化については、今年度ノンコア業務の削減目標▲53%を掲げましたが、DX 推進に伴うシステム構築等に時間が要し、▲30%に留まる結果となりました。

(提言) 未達成要因の分析と対策構築を具体化し、引き続き次年度へ改革を進めていただきたい。

・ 経営陣からのメッセージの発信、代表取締役の本社各部署・各工場・研究所との車座対話機会を拡大し、積極的なコミュニケーションをとっていただきました。結果、ビジョンの共有、多様な価値観の相互理解、各社員層の問題意識共有化等が進んでいます。

(提言) 今後とも社員の更なるエンゲージメント向上に繋がるよう推進願いたい。

以 上

2025 年 6 月 16 日

株式会社プライムポリマー

監査役協議会

監査役 角田 雅文

監査役 竹中 雅史

監査役 芝田 浩史

